

大磯町の給与等について

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成15年度の人件費率
平成17年度	33,403人	8,015,916千円	274,275千円	2,515,470千円	31.4%	28.1%

※人件費には町長、助役、収入役、議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成18年度	264人	1,054,040千円	215,545千円	427,325千円	1,696,910千円	6,428千円

※給与費は当初予算に計上された額であり、特別職は含みません。

(3) 給与改定及び抑制措置の概要

① 給与改定の概要

平成17年8月に人事院が国家公務員の給与について行った勧告(人事院勧告)に準じて、平成17年12月に給与の改定を行っています。

(一般職)

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
給料	△3.0%改定	H17.12~	△3.0%改定
	平均△4.8%改定(最高△7.0%)	H18.4~	平均△4.8%改定(最高△7.0%)
手当	配偶者に係る扶養手当を500円減額	H17.12~	配偶者に係る扶養手当を500円減額
	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増	H17.12~	勤勉手当における支給率を年0.5ヶ月増
	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4~	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8~10%を地域手当一律3%に改定	H18.4~	調整手当支給率0~12%を地域手当0~18%に改定

(常勤特別職等:町長・助役・収入役・教育長)

項 目	大磯町の改定状況	実施時期	国
手当	調整手当を廃止、地域手当を新設	H18.4~	調整手当を廃止、地域手当を新設
	調整手当支給率8%を地域手当3%に改定	H18.4~	地域手当を0~最高18%支給に改定

② 給与抑制措置の状況

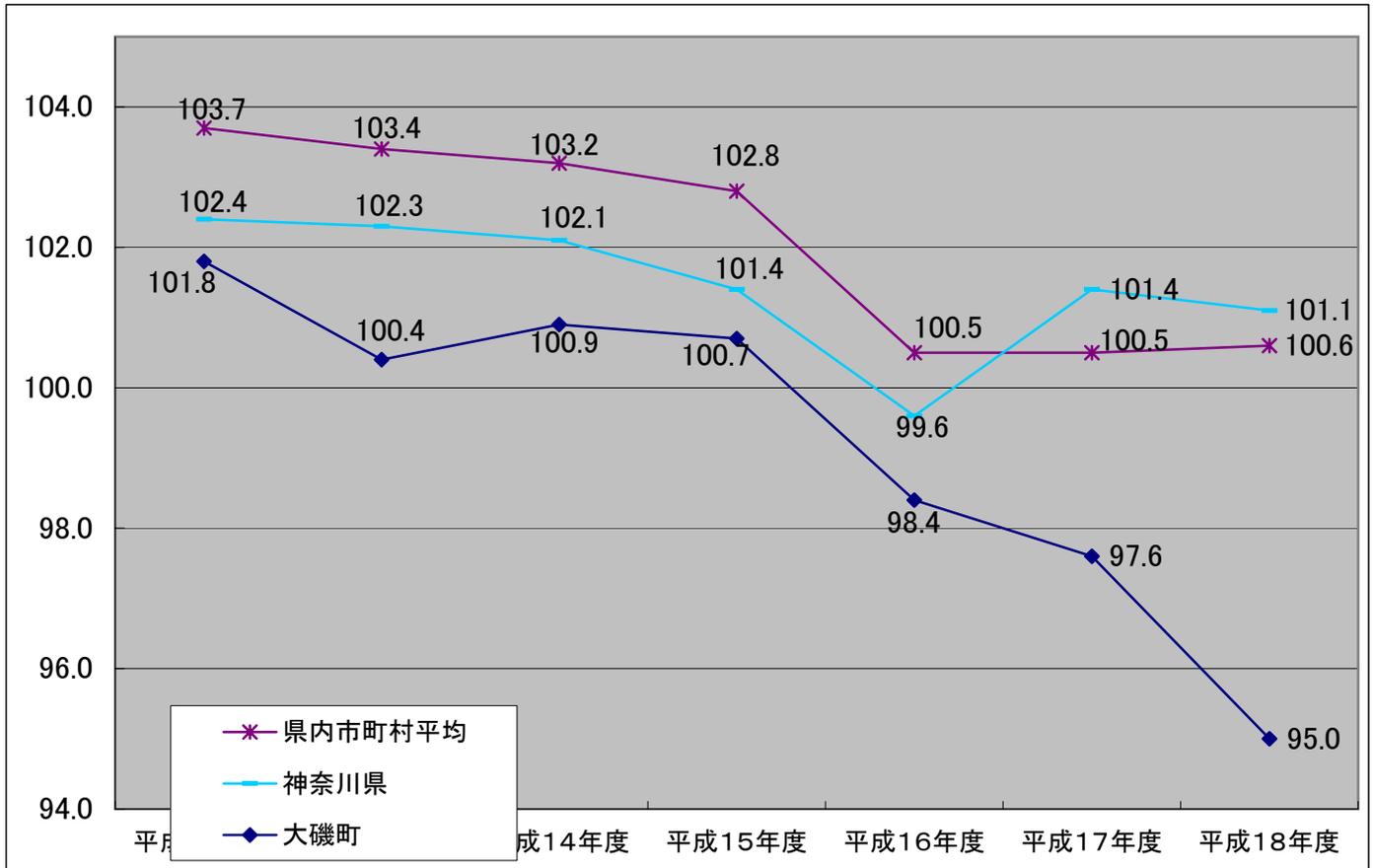
(一般職)

行財政改革のため、平成16年4月から調整手当の支給率を一律10%から部長・課長級の支給率8%(△2%)、副主(技)幹・主査級の支給率9%(△1%)に削減するとともに、管理職手当を部長級15%(△3%)・課長級14%(△3%)・副主(技)幹級12%(△3%)に削減を実施しています。(「調整手当においては、現在、「地域手当」に名称が変更となり、国の基準に基づき、一律3%となっております。)

(常勤特別職等:町長・助役・収入役・教育長)

行財政改革のため平成13年度から期末手当を町長50%、助役30%、収入役及び教育長20%カットを実施しています。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の大磯町職員の給与水準を示す指数です。

(ラスパイレス指数の算出方法)

本町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、本町職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに本町職員と国家公務員の給料を比較して算出します。

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

①一般行政職

区	分	平均年齢	平均給料月額
大	磯	43.2歳	347,815円
	国	40.4歳	328,477円

②技能労務職

区	分	平均年齢	平均給料月額
大	磯	51.5歳	280,100円
	国	48.4歳	286,500円

※「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区	分	大 磯 町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	173,500円	185,200円	170,200円	182,200円
	高 校 卒	145,400円	155,900円	138,400円	146,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

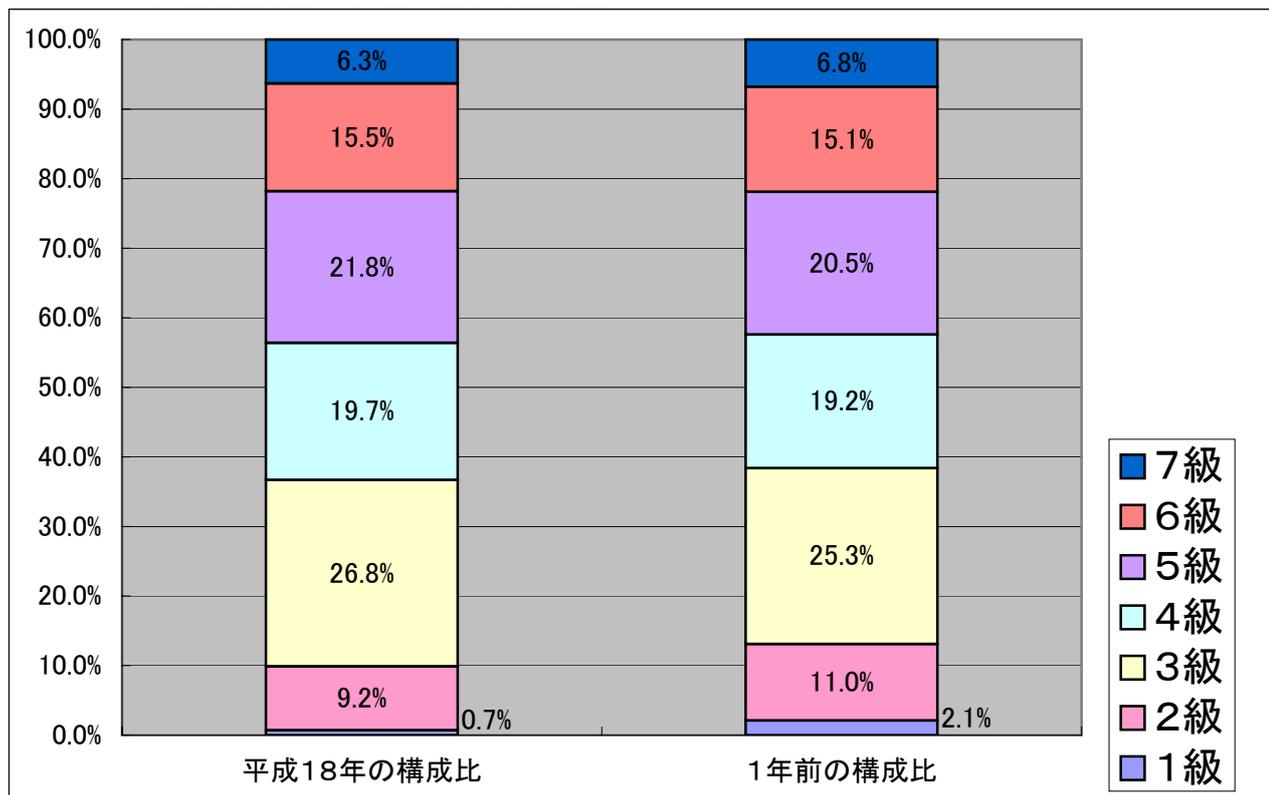
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	268,500円	327,500円	347,500円
	高 校 卒	該当なし	276,800円	該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主 事 補	1人	0.7%
		(3人)	(2.1%)
2級	主 事	13人	9.2%
		(16人)	(11.0%)
3級	主 任 主 事	38人	26.8%
		(37人)	(25.3%)
4級	主 査	28人	19.7%
		(28人)	(19.2%)
5級	副 主 幹	31人	21.8%
		(30人)	(20.5%)
6級	課 長	22人	15.5%
		(22人)	(15.1%)
7級	部 長	9人	6.3%
		(10人)	(6.8%)
合 計		142人	100.0%
		(146人)	(100.0%)

- (注) 1 大磯町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 職員数には、税務職員、保健師、保育士、消防職員、技能労務職員、教育公務員を含みません。
 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級の該当する代表的な職務です。
 4 ()内は、平成17年4月1日現在の状況です。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 磯 町			国		
一人当たり平均支給額(平成17年度) 1,717千円			—		
(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分		期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～18% ・管理職加算 無			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

大 磯 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
一人当たり平均支給額 25,225,498円					

(注) 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

なお、支給は、本町が加入する神奈川県市町村職員退職手当組合によるものです。

(3) 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		111,693千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		387,823円	
支給対象地域		支給率	支給対象職員数
全地域		3%	280人
		国の制度(支給率)	
		地域により0～18%	

(4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算)		1,053千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		27,716円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		13.2%	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害救急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	消防職員	火災その他の災害に出動	出動1回につき、200円
		救急事故に出動し、被救助者の救出、救助に従事した場合	出動1回につき、200円
			出動中救急救命士法に基づく処置を行った場合、出動1回につき、510円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	47,868千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	255,980円

(6) その他の手当

手 当 名		本町内容及び単価等		国の内容及び単価等		支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成17年度決算)
扶養手当	配偶者	13,600円	配偶者	13,000円	36,450千円	253,126円	
	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,500円	配偶者以外の扶養親族のうち、2人まで	6,000円			
	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	7,000円	扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目	6,500円			
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円			
	その他の扶養親族	5,000円	その他の扶養親族	5,000円			
	特定扶養の期間(満16歳から満22歳)にある子1人に対する加算額	5,000円	特定扶養の期間(満16歳から満22歳)にある子1人に対する加算額	5,000円			
住居手当	借家・貸間	27,000円	家賃23,000以下	家賃-12,000	32,274千円	114,853円	
		家賃が27,000円未満のときは、家賃の額	家賃23,000円を超え55,000未満	(家賃-23,000円)×1/2+11,000			
	持 家	10,000円	家賃55,000以上	27,000円			
	そ の 他	支給なし	新築、購入後5年間2,500円				
通勤手当	自転車等の交通用具を利用	2km~5km	4,000円	~5km	2,000円	16,399千円	73,868円
		5km~10km	5,200円	5km~10km	4,100円		
		10km~15km	7,300円	10km~15km	6,500円		
		15km~20km	8,900円	15km~20km	8,900円		
		20km~25km	11,300円	20km~25km	11,300円		
		25km~30km	13,700円	25km~30km	13,700円		
		30km~35km	16,100円	30km~35km	16,100円		
		35km~40km	18,500円	35km~40km	18,500円		
		40km~	20,900円	40km~45km	20,900円		
				45km~50km	21,800円		
			50km~55km	22,700円			
			55km~60km	23,600円			
			60km~	24,500円			
		交通機関等を利用	6ヶ月定期相当分を支給		6ヶ月定期相当分を支給		
管理職手当	部長	15%	各官職及び区分により、8%から25%の範囲内で支給		56,890千円	669,300円	
	課長	14%					
	副主幹	12%					
管理職特別勤務手当	部長	12,000円	各官職及び区分により、勤務1回につき、4,000円~18,000円の範囲内で支給(6時間を超える場合は、5割増)		635千円	11,759円	
	課長	10,000円					
	副主幹	8,000円					
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額を支給		休日において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額を支給		6,458千円	161,446円	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額を支給		正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間につき勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額を支給		2,287千円	76,217円	
宿日直手当	勤務1回につき、6,700円		勤務の態様に応じ、勤務1回につき、4,200円~20,000円を支給		811千円	11,418円	

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	767,000円
	助 役	623,000円
	収 入 役	575,000円
報 酬	議 長	423,000円
	副 議 長	344,000円
	議 員	315,000円
期末手当	町 長 助 役 収 入 役	(平成17年度支給割合) 4.40月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 4.40月分
退職手当		(算定方式) (支給時期)
	町 長	給料月額×勤続月数×37.5/100 任期ごと
	助 役	給料月額×勤続月数×25/100 任期ごと
	収 入 役	給料月額×勤続月数×20/100 任期ごと

6 年齢別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳～	計
職員数	0人	5人	20人	15人	32人	33人	33人	28人	45人	33人	36人	0人	280人

